

令和7年度蓄熱マット等導入促進助成実施要綱

一般社団法人 埼玉県トラック協会

（事業の主旨）

第1条 一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、蓄熱マット等を導入した会員事業者に対する導入助成を行い、もって地球環境づくりに貢献するものとする。

（助成対象）

第2条 本要綱に定める助成対象とする蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッドは、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用暖房用機器で新たに購入（中古品は不可）した、次に掲げるものとする。

- 2 蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッド（以下「蓄熱マット等」という。）
- 3 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了（装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約）したものとする。
- 4 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号）を運輸支局に届出している会員事業者を助成対象とする。

（助成金額）

第3条 蓄熱マット等の助成金額は、1枚につき取得価格の1/2に相当する額（1,000円未満切り捨て）、但し1万円を上限とする。

- 2 前項の取得価格には機器本体価格の他、部品、付属品の費用を含むものとする。取付け工賃、消費税は含めない。

（助成台数）

第4条 1会員に対する助成については、次に定めるものとする。

蓄熱マット等について、1会員10枚を限度とする。

（助成数）

第5条 本年度における助成の助成数は、予算の範囲内とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1を協会に提出するものとする。

- 2 申請書等を提出する際には、協会で定める書類を添付するものとする。

（申請期間）

第7条 前条で定める申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月6日までとする。但し、期間中であつても、前条に定める助成予定数に達したときは、受付を締め切ることができる。

（交付方法）

第8条 協会は、前条により申請があつた場合には、申請書に従い金融機関に遅滞なく入金するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

（附則）

本要綱は、令和7年4月1日より適用する。